

歯科用デジタルX線撮影装置

仕様書

令和4年11月

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

概要

歯科用デジタルX線撮影装置の調達について必要な事項を以下に定めるものとする。

1 調達物品名

歯科用デジタルX線撮影装置及び関連機器 2セット

2 履行場所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター(沖縄県島尻郡南風原町字新川118-1)

3 履行期限

令和5年3月31日

4 技術的要件

- ①調達物品に係る性能、機器及び技術等の要求要件は、別紙に示すとおりである。
- ②入札機器は、当仕様書を全て満たし、かつ共通仕様書を全て満たすことが最低条件である。
- ③技術的要件は、必要とする最低限の条件を示しており、入札機器の性能等がこれ以上を満たしていない場合は、入札対象から除外する。
- ④入札機器は、入札時点で業機法に定められている製造販売等の承認を得ているものであること。
- ⑤入札以降納期までの間に仕様に含まれるすべての機器において後継機種が製品化された場合、性能等に変更があった場合は、速やかに報告するとともに当センターと協議の上、その装置を導入すること。
- ⑥入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、技術審査委員会において、入札機器に係る技術仕様書、その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- ⑦提案に関しては、本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付する等して説明すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- ⑧提案書の記載内容等について、ヒアリングを行うことがある。
- ⑨納入後、仕様書の機能を満たしていないと判断された場合は仕様書通りの機種を再度納入すること。
- ⑩導入する装置はリファービッシュ品ではなく、ハードウェア及びソフトウェアは導入時の最新バージョンにて導入すること。(再整備品等は不可とする)
- ⑪設置・検収完了後に当該装置に係るバージョンアップ(ハード及びソフト)がなされた場合は、納入後1年以内は納入者の負担とすること。

⑫納品機器に関しては、納品時点で製品化されていることを原則とする。

ただし、納品時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

5 付随費用(本入札金額には本調達に係る全ての費用を含む)

- ①本装置導入に係る全てのネットワーク接続費用(周辺機器を含む)
- ②本装置設置に係る改修工事費用、設置工事費用、運搬費用・搬送費用・調整費用等
- ③関係法令に基づく全ての計測・試験等に係る費用
- ④装置設置等に係る届出費用
- ⑤技術支援等に係る費用(教育訓練等に係る費用を含む)

6 保守体制

- ①通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。
- ②年間を通じて24時間の連絡ができる体制であり、障害時において復旧のため通報を受けた場合、迅速に対応ができる体制であること。なお、当センターが当日午前中に求めた依頼は当日の午後迄に、当日午後を受け付けた依頼は翌業務日開始前迄に対応すること。
- ③納入検査確認後、1年間は通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。年2回以上定期点検を実施する費用を含むこと。
- ④納品検査確認後、1年間の保証期間内に行われる修理等に係る交通費、宿泊費等は全て無償とすること。(沖縄県外からの対応を含む)
- ⑤上記以外の修理等に係る交通費、宿泊費等については実費精算とし、領収書を提出すること。(沖縄県外からの対応を含む)
- ⑥調整・修理等全ての作業について、その作業内容をその都度、報告すること。
- ⑦「メンテナンス体制証明書」(別紙様式1)を提出すること。

7 提出書類

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター設備・調達課担当へ以下の書類を2部提出すること。

提出期限 令和4年11月25日 午後5時

- ①薬機法第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業許可を得ている者であることを証明する書類
- ②カタログ、設置図面及び応札仕様書(応札仕様書の様式は任意)
- ③日本語の取扱説明書を印刷物とCD-Rでの提出
- ④作業工程表
- ⑤アフターサービス、メンテナンス体制が整備されていることを証明する書類
- ⑥保守料金見積書(納入後2年目以降の年間保守費用)

⑦その他必要と認めた資料・書類

8 守秘義務

落札者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

9 その他

①既存機器は撤去、廃棄すること。

②本装置導入に係る送料、設置費用等は全て入札金額に含むこと。